仕様書

日本貿易振興機構
総務部人事課

1　就業場所　　盛岡貿易情報センター

岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1　マリオス3階

2　部署業務内容　貿易投資相談、貿易実態調査、輸出有望案件発掘支援事業、その他の輸出促進、各種セミナー・講座の開催、地域国際化への貢献、など

3　業務内容
・来客全般の受付対応・電話応対
・貿易実態調査アンケート発送準備・発送手続・回収のための電話督促及び専用データベースへの入力、その他本調査に付随する業務
・供覧資料のファイリング、資料のコピー、メールの転送
・アンケート・書類及び資材の荷造発送業務
・ライブラリー資料の整理（登録、廃棄、棚卸等）
・資料送付に伴う団体・企業・県庁などの役職・宛名確認業務
・バックヤードの整理・片付け及びファイリング業務
・共有フォルダの整理
・セミナーなどのサポート（配付資料準備、会場受付、会場セッティング等）業務
・電話機の電話帳登録・修正業務
・クリッピング及びクリッピングに付随する業務
・顧客管理のための専用データベースへの入力・修正、その他本入力に付随する業務
・その他、所長・所員が指示する補助業務

募集人数:　1　名
出張の有無:　無
残業:　法定内　20　時間程度見込まれる（契約期間内合計）
　　法定外　0　時間程度見込まれる（契約期間内合計）

4　派遣契約期間　2016年12月1日　～　2017年3月31日
※本契約終了後の契約更新なし
※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。
当初契約期間終了後の個別契約期間に ついては、別途協議のうえ定める。

5　勤務時間　9:00　～　17:00
（休憩・休日）休憩:12:00～13:00　休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日
（勤務曜日）月火水木金

6　派遣元の要件
①競争参加資格を満たし、かつ「7　派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること
②派遣する人材は、信頼に足る人物であり、自社からの派遣実績があることが望ましい
③契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること
④派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること
⑤トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること
⑥弊機構の指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと（派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容について弊機構への報告は3カ月に1回程度、など）
⑦すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと

7　派遣職員の必須要件

①社会人としての基礎を身につけていること

・職員（嘱託員・派遣職員含む）と協調して業務を遂行できること
・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができること
・機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること
・理由の無い欠勤、遅刻がないこと
・周りに不快感を与えない身だしなみであること
・データ取り扱い業務ができること。特に、顧客データの取り扱いに習熟していること
・本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと

②データの整理、図書整理について創意工夫を行いつつ丁寧かつ的確に対応できること
③資料コピー、発送業務等を厭わないこと
④過去に本人の技能やコンピテンシーに帰する理由により、契約を打ち切られた経験がないこと

OAスキル：	WORD	新規文書の作成、編集、宛名ラベル差込印刷、画像貼付、等
	EXCEL	データ入力・編集、表・グラフ作成、四則演算、基本的な関数、等
	PowerPoint	－
	Access	既存DBへのデータ入力・レポート出力
	その他	－
英語スキル：	レベル	特に問わない。（但し電話応対や来客の受付対応ができるようであれば望ましい。）
	使用内容	－
	使用頻度	－

8　その他の要望

－

9　職場の環境

①所長1名、所員1名、常勤嘱託職員2名、派遣職員1名
②主に所員・常勤嘱託職員が業務に関する説明を行う
③ロッカー、給湯室、冷蔵庫、電子レンジ有
④盛岡駅より徒歩3分

10　その他

①代替人員の確保
派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。

②派遣労働者の交代
派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。
また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。

以　上